

個人情報保護管理規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人高知県環境検査センター（以下、「センター」という。）の定める「個人情報保護に関する基本方針」及び高知県の定める「事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針」(平成13年10月2日告示第567号)に基づき、個人情報の適正な取扱いに関して、センターが遵守すべき事項を定め、これを実施運用することにより、個人情報を適切に保護・管理することを目的とする。

(対象とする個人情報)

第2条 この規程は、個人情報の処理形態いかんに関わらず、センターがその事業活動に伴って取り扱う個人情報のすべてを対象とする。

2 この規程における個人情報とは、生存する個人に関する情報で、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。）をいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、センターのすべての評議員及び役職員（以下、「役職員等」という。）に適用する。また、退職後においても、在職中に知り得た個人情報については、この規程の定めに従う。

2 センターの事業について委託又は依頼等を受けた者が、センターの業務に従事する場合には、当該従事者はこの規程の定めに従う。

(個人情報管理責任者)

第4条 事務局長を個人情報管理責任者とする。

2 個人情報保護管理責任者は、この規程の適正な実施及び運用を図り、個人情報が外部に漏洩したり、不正に使用されたり、あるいは改ざんされたりすることなどがないように管理する責任を負う。

(個人情報の収集)

第5条 センターは、個人情報を収集するときは、正当な事業活動の範囲内で、収集目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で行うものとする。

2 センターは、個人情報を収集するときは、適法かつ公正な手段により行い、偽りその他不正な手段により収集してはならない。

3 センターは、思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集しないものとする。ただし、当該個人情報の収集が本人（本人が未成年者の場合は、その保護者。以下、「本人等」という。）の同意に基づくとき、又は本人の権利利益の侵害が生じないと認められるときは、この限りでない。

4 センターは、個人情報を収集するときは、本人等から直接収集するものとする。ただし、当該個人情報の収集が本人等の同意に基づくとき、又は本人の権利利益の侵害が生じないと認められるときは、この限りでない。

5 センターは、本人等から直接に個人情報を収集するときは、原則として、次に掲げる事項について、書面又はこれに代わる方法によって通知し、本人等の同意を得なければならない。

- (1) この法人の名称及び連絡先
- (2) 個人情報の利用目的
- (3) センターの個人情報の管理について、次に掲げる事項
 - ア 当該個人情報の利用目的の通知を求めること
 - イ 当該個人情報の開示及び第三者提供の停止を求めること
 - ウ 当該個人情報に誤りがある場合、その内容の訂正、追加又は削除を求めること
 - エ 当該個人情報の利用の停止、又は消去を求めること

(利用目的及び個人情報の利用)

第6条 個人情報を取り扱うに当たっては、別に定める「一般財団法人高知県環境検査センターが業務上保有する個人情報の利用目的」(以下、「利用目的」という。)の定めるところにより、センターの業務に必要な範囲内に限るものとする。ただし、本人等の了解があるとき、又は本人の権利利益の侵害が生じないと認められるときは、利用目的の範囲を超えて利用することができるものとする。

(個人情報の提供)

第7条 センターは、利用目的以外の目的で個人情報を提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
 - (2) 法令等に定めのあるとき。
 - (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を確保するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (4) 出版、報道等により公にされているとき。
 - (5) 専ら学術研究等の目的のために利用し、又は提供する場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
 - (6) センター内で利用する場合又はセンター以外のものに提供する場合であって、事務に必要な限度で使用し、かつ、使用することに相当な理由があると認められるとき。
 - (7) 前各号に掲げる場合のほか、個人情報を使用することに公益上の必要その他相当な理由があると認められるとき。
- 2 センターは、前項ただし書きの規定により個人情報を利用し、又は提供するときは、個人の権利利益を不当に侵害してはならない。

(個人情報の適正管理)

第8条 センターは、その保有する個人情報を、取り扱う事業の目的を達成するために必要な範囲内で、正確かつ最新なものとしておくように務めなければならない。

- 2 センターは、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止等、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 センターは、保有する必要がなくなった個人情報を、確実に、かつ、速やかに廃棄又は消去するものとする。

(業務の委託処理に対する措置)

第9条 センターは、個人情報の処理を第三者に委託するときは、委託先に対して、個人情報の保護のために必要な措置を講ずることを求めなければならない。

(個人情報の漏えいに対する措置)

第10条 役職員等は、個人情報が外部に漏えいしていることを知った場合、又はそのおそれがあると気づいた場合には、直ちに個人情報管理責任者に通報しなければならない。

2 個人情報管理責任者は、個人情報の外部への漏えいについての役職員等からの通報を受けた場合には、直ちに事実関係を調査しなければならない。

3 個人情報管理責任者は、前項による事実関係の調査の結果、個人情報が外部に漏えいしていることを確認した場合には、原則として、直ちに漏洩した情報の内容、漏洩先その他調査で判明した事実等について、関係機関に報告しなければならない。

(個人情報の開示等)

第11条 センターは、保有する個人情報について、本人等から自己の個人情報の開示又は訂正を求められたときは、原則として、合理的な期間内にこれに応ずるものとする。また、開示の結果、誤った情報に対し、訂正又は削除を求められた場合には、原則として、合理的な期間内にこれに応ずるものとする。

(個人情報の利用又は提供の拒否)

第12条 センターが保有する個人情報について、本人から自己の個人情報を利用し、又は提供することを拒まれたときは、これに応ずるものとする。ただし、正当な事業活動に支障を及ぼすおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

(責任体制の確立)

第13条 センターは、保有する個人情報について、本人等から自己の個人情報の取り扱いに関する苦情を受けたときなど、この規程による個人情報の取扱いについて、その責任体制の確立に務めるものとする。

(付 則)

この規程は、一般財団法人高知県環境検査センターの設立登記の日から施行する。(平成23年3月30日理事会議決)